

6. 法学研究科

(1) 法学研究科の教育目的と特徴	6-2
(2) 「教育の水準」の分析	6-3
分析項目 I 教育活動の状況	6-3
分析項目 II 教育成果の状況	6-16
【参考】データ分析集 指標一覧	6-19

(1) 法学研究科の教育目的と特徴

法学研究科は、2003年3月、法学・政治学の基礎的・原理的な研究や、先端的研究に裏打ちされた知識の提供等を柱とした基本的目標を採択し、その後、2010年3月には、教育目標および学位の授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針を策定し、2017年2月に入学者の受入れに関する方針を加えた。そして、その具体化として、教育活動の目的を以下の通り定めた。

1. 教育成果に関し、法政理論専攻では、広い視野、高い倫理性及び強い責任感をもって、さまざまな課題に果敢に取り組み、新たな法及び政治制度の構築や運用に貢献する卓越した人材を育成することを目的に、独立した研究者および専門職業人としての修養を積む教育を行う。法曹養成専攻では、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い倫理的責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力を備えた人材を養成する。
2. 教育内容に関し、法政理論専攻では、法学・政治学に関する総合的な識見に加え、原理的問題と現代社会への関心を共に備え、研究者及び専門職業人となるに相応しい素養と能力を備えた人材を養成するために適切な教育を行う。法曹養成専攻では、討議を重視した少人数教育、法制度に関する原理的・体系的理解と論理的思考能力の涵養、多様な専門性と総合的な能力の向上、創造的な知的探究心の涵養と実務への架橋という4点を重視した教育を行う。
3. 教育実施体制に関し、多様な目的をもつ学生を教育する組織を併存させる中で、これら組織の特性を有機的に組み合わせて全体として活力ある体制を整える。高度な専門知識を備えた職業人を養成する教育組織の設置を契機として、基礎的・原理的知識と先端的・応用的知識を自ら有機的に結合して現代社会の諸分野で活躍する人材を育成すべく、教育の実施体制を一層整える。
4. 学生への支援に関し、学生の目的意識の涵養に意を用いつつ、適切な履修指導を通して段階的・体系的履修を促す。奨学金等の情報を積極的に提供し、経済的支援を充実させる。また、留学生へのサポート体制の一層の充実を図り、とりわけ博士号を取得して帰国できるよう教育・研究指導を充実させる。

(2) 「教育の水準」の分析

分析項目 I 教育活動の状況

<必須記載項目 1 学位授与方針>

【基本的な記載事項】

- ・ 公表された学位授与方針（別添資料 5206-i1-1）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

<法政理論専攻>

- ・ 従来の学位授与方針を学生にとってわかりやすいように、2019年3月に体系的で詳しいものに改定した。

<必須記載項目 2 教育課程方針>

【基本的な記載事項】

- ・ 公表された教育課程方針（別添資料 5206-i2-1）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

<法政理論専攻>

- ・ 従来の教育課程方針を学生にとってわかりやすいように、2019年3月に体系的で詳しいものに改定した。

<必須記載項目 3 教育課程の編成、授業科目の内容>

【基本的な記載事項】

- ・ 体系性が確認できる資料
(別添資料 5206-i3-1～2)
- ・ 自己点検・評価において体系性や水準に関する検証状況が確認できる資料
(別添資料 5206-i3-3～4)
- ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料
(別添資料 5206-i3-5～6)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

<法政理論専攻>

京都大学法学研究科 教育活動の状況

- 法科大学院やその他の専門職大学院からの博士後期課程への進学者に対して、学修が円滑に行われるために、博士後期課程 1 年目に、「英米法概論」、「ドイツ法概論」、「フランス法概論」の外国法概論科目及び入学者の分野にあった外国法文献読解の科目を毎年開講し、少人数クラスで外国法・比較法の基礎を集中的に学習できるよう配慮している。[3.4]（別添資料 5206-i3-7）
- 2019 年度より、修士課程研究者養成コース及び博士後期課程学生を対象に、リサーチ・ペーパーを提出できるものとし、合格基準に達した者については、1 通につき 2 単位を修了に必要な単位に算入することができるよう履修規程の改正を行った。2019 年度前期は、9 名から延べ 11 通の提出があり、全て合格であった。[3.1]（別添資料 5206-i3-8）
- 2018 年度までは、履修者数が 6 名以上の科目について授業評価アンケートを行ってきたが、2019 年度には対象を全科目に拡大し、アンケート結果を担当教員に伝えている。その後、アンケート結果を受け取った教員の意見を集約し、研究科で行う教員懇談会（FD 会議）で報告し、科目提供に問題がないか確認を行っている。[3.1]
- 従来からの研究者養成を目的とした学位プログラムの他に、企業法務を中心とする先端的な法的問題の解決に取り組む専門職業人に必要とされる最新の学識を修得させ、高い調査能力及び分析・判断能力を培うことを教育目標とする修士課程先端法務コースを 2016 年度に開設した。[3.2]
- 特定研究学生を、毎年、ウィーン大学との共同セミナーや国際ワークショップ等に参加させることで、国際的な人材育成を行っている。2016 年度から 2019 年度に延べ 37 名の学生が上記セミナー等に参加した。[3.2]
- 法曹養成専攻及び本学公共政策大学院の科目についてそれぞれ 4 単位を限度とし、あわせて 8 単位に限り修了に必要な単位数として認めており、多様な科目を受講できるよう配慮している。第 3 期中期計画期間中の 2016～2019 年度で、それぞれの履修者数は 21 名と 22 名となっている。[3.5]

＜法曹養成専攻＞

- 法律基本科目及び必修の法律実務基礎科目（具体的には、憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟実務の基礎、民事訴訟実務の基礎、法曹倫理の各分野）について、「共通的な到達目標」（いわゆるコア・カリキュラム）を踏まえ、3 年間の課程を通じた到達目標として「京都大学法科大学院の到達目標」を設定しており（2012 年度から実施）、2015 年度から 2019 年度にかけて、法改正や新判例を踏まえた所要の改訂を加えている。[3.1]

＜必須記載項目 4 授業形態、学習指導法＞

【基本的な記載事項】

- ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料
(別添資料 5206-i4-1~2)
- ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料、学生便覧等関係資料
(別添資料 5206-i4-3~4)
- ・ 協定等に基づく留学期間別日本人留学生数
(別添資料 5206-i4-5)
- ・ インターンシップの実施状況が確認できる資料
(別添資料 5206-i4-6)
- ・ 指標番号 5、9~10 (データ分析集)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

＜法政理論専攻＞

- 法政理論専攻の科目は、研究者及び先端的な法的問題の専門家養成を目的とするものであり、基本的に少人数の演習方式を採用しており、内外の専門文献の読解とそれにに基づく専門的な討論、あるいはデータ解析等が行われている。[4.1]
- 正指導教授 1名、副指導教授 2名を指定して研究指導にあたることとし、教育・指導体制の強化を図っている。[4.4]
- 修士課程（研究者養成コース・先端法務コース）及び博士後期課程の教育課程を遂行するため、必要なすべての科目を専任教員が担当する体制をとっている。
[4.4]
- 2015 年度から実施している論文執筆教育である「研究公正の基本についてのチュートリアル」の入学時の受講に加え、2018 年度入学者から、大学院共通科目群の「研究倫理・研究公正（人社系）」の履修を修了に必要な単位とし、研究を行なう上で必要な研究倫理及び研究公正の教育を行っている。[4.5]
- TA（ティーチング・アシスタント）の機会を与え、大学院学生が TA としての経験を通じて自らの教育力を高めることで、キャリア形成の一助としている。
[4.5]

＜法曹養成専攻＞

- 自学自習をその理念とし、その基礎的な能力を身につけさせるために、法情報調査に関して、開講前講座として、「法情報調査 1」又は「法情報調査 2」、「判例の読み方」又は「判例分析の方法」を法学未修者・既修者の別に応じて全入学生を対象に実施している。必修科目である法律基幹科目すべてにおいて、双方向・

京都大学法学研究科 教育活動の状況

多方向の授業を実施している。また、実習形式の科目として、「法律基礎科目演習」、「民事法文書作成」において、法律文書の起案と添削指導を行っているほか、各種の理論演習、実務演習、模擬裁判を開設している。 [4.1]

- インターンシップにかかる科目として、「エクスターインシップ1」、「エクスターインシップ2」、「海外エクスターインシップ」を開設している。「エクスターインシップ1」では、東京・名古屋・大阪・京都地区の100近くの法律事務所と連携して、春季又は夏季の10日間、100名程度の学生を研修させている。2017年度から新設した「エクスターインシップ2」では、企業数社と連携して、夏季の5日間、10名程度の学生を企業法務部で研修させている。「海外エクスターインシップ」では、夏季に約2週間にわたり主に欧州の国家機関や国際機関、企業や弁護士事務所などを訪問し、海外の法実務についての実地調査・研修を行っている。 [4.2]
- 学生の全員に、ウエストロー・ジャパン株式会社が提供する法情報総合オンラインサービスのユーザーIDを無償で提供しており、学生は学外からでもいつでもアクセスできる。法情報の調査・分析およびプレゼンテーションに関する選択科目「ビジネス法務調査とプレゼンテーション」において、ICTを用いた法情報調査分析を習得する機会を提供している。 [4.3]
- 法曹養成専攻の専任教員（2019年度は（研究者教員25名、実務家教員4名、みなし専任教員（法科大学院特別教授）5名）は、全て教授であり、研究、実務及び教育の各面において豊富な経験を有する教員が責任をもって教育にあたる体制がある。法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）の全分野について、当該科目を適切に指導することができる教授が専任教員として配置されているだけでなく、法史学、外国法、政治学の各分野に専任教員が置かれ、展開・先端科目についても、租税法、経済法、労働法、国際公法及び国際私法など、学問分野として確立し基幹的役割を果たす科目を中心に専任教員がバランスよく配置されている。実務家教員は、全員、法曹としての実務経験を有する者である。 [4.4]
- 法曹養成を目的とした教育課程であるが、3年次にリサーチペーパーの執筆を通じて教員より論文指導を受ける機会が設けられており、修了後に研究者になるために法政理論専攻に進むための架橋としても機能している。 [4.5]
- 民事法文書作成は、研究者教員と実務家教員の共同で作問を行い、学生に理論と実務を架橋する課題を取り組ませている。実務家教員が担当する各種の事例演習の授業においては、基幹科目において身につけた理論的知見を用いて最先端の実践的问题に取り組む機会が与えられている。さらに、研究者教員と実務家教員との相互の連携・協力を図るために「連携教員」の制度を置いており、実務家教

京都大学法学研究科 教育活動の状況

員のみが担当する科目については、関係する分野の研究者教員を「連携教員」として指定し、また、エクスター・シップ1・2についても、実務家教員を「連携教員」として指定し、各科目の内容について情報や意見を交換するなどしている。

[4.6]

- 期末に筆記試験を実施する科目においては、1点刻みで厳格な成績評価をするとともに、学生が自らの到達度を知ることができるように、成績発表後に、担当教員による講評（出題の意図や採点のポイント）を公表し、学習室内において3年間、試験問題とともに閲覧に供している。成績評価の結果については、履修者が5名以下である科目を除く全科目の成績分布を教育支援システム上に掲示して学生に公表している。総合的な成績分布状況については、毎年秋に前期試験結果等についての説明会を開催して学生に説明している。成績発表後に、D又はFの判定を受けた学生から学習指導の申し出があった場合には、各科目担当者が、成績評価の説明も含め、学習上の指導を行うこととしている。レポート試験を実施する科目についても、成績発表後に、レポートの採点ポイントをレポート提出者に交付している。 [4.7]

＜必須記載項目5 履修指導、支援＞

【基本的な記載事項】

- ・ 履修指導の実施状況が確認できる資料（別添資料5206-i5-1）
- ・ 学習相談の実施状況が確認できる資料（別添資料5206-i5-2）
- ・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組が確認できる資料（別添資料5206-i5-3）
- ・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料（別添資料5206-i5-4）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

＜法政理論専攻＞

- 概算要求で認められた2014年度から2016年度までの「グローバル化に対応した今後の法学教育を支える実定法研究者養成拠点の形成」事業に続き、2017年度から2020年度までの「国際競争力・貢献力ある法学研究者養成拠点の形成」事業により、法科大学院を修了して博士後期課程に進学した者を「特定研究学生」とし、経済的支援等を行い、早期の学位取得を目指している。 [5.1]
- 2019年度より修士課程研究者養成コースの学生を対象とした奨学金制度を設け、優秀な学生が入学して研究をすることを促進し、法学及び政治学の分野にお

京都大学法学研究科 教育活動の状況

ける研究者の養成に資することとした。2019年度受給者は修士課程1年次4名及び修士課程2年次3名である。[5.1]

- これまで、全学生を対象に、研究進捗状況報告書（修士課程）あるいは論文進捗状況報告者（博士後期課程）を年度末に提出させ、学習の進捗状況の確認を行ってきたが、2019年度より、年度初めに研究指導計画書も提出することとし、研究を滞りなく進められるよう配慮している。[5.1]
- 留学生担当講師や学生のチューターを配置し、留学生の生活相談や、学習の補助等を行い、留学生が学習を滞りなく進められるよう丁寧な支援を行っている。[5.1]
- TA（ティーチング・アシスタント）の機会を与え、大学院学生がTAとしての経験を通じて自らの教育力を高めることで、キャリア形成の一助としている。[5.3]

＜法曹養成専攻＞

- 入学時に、履修指導を行うとともに、新入学者全員を対象とする開講前集中講座の際に、法科大学院を含む大学院法学研究科の各種施設・設備について、学生ボランティアによる施設の現地案内も交えつつ説明を行うほか、教育支援システム及び判例・法律文献情報データベースの利用方法等に関し、教員による詳細な説明・指導を行い、円滑に学習を開始・遂行できるよう十分に配慮している。また、毎年度の初めに、新入学者を主な対象として、実務家を主な講師とする講演会を開催し、学生の学習意欲を高めるよう図っている。特に、法学未修者については、入学までに期待される事前学習についての指示（必読文献リスト）を入学試験合格通知に同封するとともに、合格発表後に任意参加の授業見学会を実施して事前学習の方法等を説明し、さらに開講前集中講座において、「司法制度の概要」及び「法情報調査1」の履修を義務付けるなど、1年次に配当される法律基本科目の学習をスムーズに開始することができるよう、特段の配慮をしている。2016年度より、法学未修者には、入学後に、「未修者キャリアサポート・学習サポート懇談会」を年数回開催し、未修者出身者の卒業生に在学中の学習方法についてアドバイスをもらう機会を設けている。[5.1]
- 毎年秋に開催する成績分布に関する説明会において、期末試験における各自の立ち位置を把握する機会を設けている。また、2016年度より開催している未修者キャリアサポート・学習サポート懇談会においては、未修者枠の新入生に、在校生の成績分布を伝える機会を設けている。[5.2]
- 「法曹養成専攻就職支援室」が、本法科大学院学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、以下の活動を行っている①官公庁・

京都大学法学研究科 教育活動の状況

法律事務所・民間企業等から寄せられるインターンシップや採用試験に関する情報から有益なものを整理し、学生に周知すること、②毎年、数日間にわたり、在学生・修了者を対象として、進路別（法律事務所、検察庁、官公庁および企業）の進路説明会を開催すること、③2016年度より、未修者キャリアサポート・学習サポート懇談会において、年数回、卒業生を招き、未修者に在学中の学習方法や卒業後のキャリア設計についてアドバイスをもらう機会を設けること。 [5.3]

＜必須記載項目 6 成績評価＞

【基本的な記載事項】

- ・ 成績評価基準（別添資料 5206-i6-1～3）
- ・ 成績評価の分布表（別添資料 5206-i6-4～5）
- ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料（別添資料 5206-i6-6～7）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

＜法政理論専攻＞

- 成績評価の基準を履修規程に定め、教員に周知し、厳格に評価を行っている。また、学期ごとに教務委員会で、成績評価基準に照らして各科目の成績評価分布を確認し、成績評価と単位認定が客観的かつ厳格に行われていることを確認し、研究科教授会で報告している。学生に対しては、学生便覧に履修規程を掲載し、科目ごとの成績評価基準を記載したシラバスを KULASIS（京都大学教務情報システム）に掲載し、周知している。[6.1]

＜法曹養成専攻＞

- 法曹養成専攻の科目においては、原則として、筆記試験を行うが、その採点においては匿名性が完全に確保されており、一点刻みの評点により厳格な成績評価が行われている。専任教員及び兼任教員には、各学期に、専攻会議及び教員懇談会（FD会議）において、各科目・クラスの成績分布に関するデータを示した科目別成績分布一覧表を資料として配付しており、兼任教員についても、同一覧表を個別に送付している。
- 成績評価の結果については、履修者が5名以下である科目を除く全科目の成績分布を教育支援システム上に掲示して学生に公表している。総合的な成績分布状況については、毎年秋に前期試験結果等についての説明会を開催して学生に説明している。期末に筆記試験を実施して成績評価を行う科目においては、学生が自らの到達度を知ることができるように、成績発表後に、担当教員による講評（出

京都大学法学研究科 教育活動の状況

題の意図や採点のポイント)を公表し、学習室内において3年間、試験問題とともに閲覧に供している。レポート試験を実施する科目についても、成績発表後に、レポートの採点ポイントをレポート提出者に交付している。 [6.2]

<必須記載項目7 卒業(修了)判定>

【基本的な記載事項】

- ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 (別添資料 5206-i7-1~3)
- ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料
(別添資料 5206-i7-4~6)
- ・ 学位論文の審査に係る手続き及び評価の基準 (別添資料 5206-i7-7~10)
- ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 (別添資料 5206-i7-11~13)
- ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 (別添資料 5206-i7-14)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

<法政理論専攻>

- 博士後期課程については、学位取得促進のため、「課程博士号授与・取得促進手続きの流れ」を定めている。学生は、学位論文本申請の少なくとも半年前には、予備審査申請をし、予備審査委員3名による書類審査のうえ、承認を得たもののみ、本申請をすることができる。学位審査は、書類審査及び口頭試問によって調査委員3名が調査し、厳密に学位審査を行っている。 [7.2]

<法曹養成専攻>

- 本法科大学院では、必修科目の修得単位数及び評点平均(GPA)を基準とする進級制を採用し、厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保している。 [7.1]

<必須記載項目8 学生の受入>

【基本的な記載事項】

- ・ 学生受入方針が確認できる資料 (別添資料 5206-i8-1)
- ・ 入学者選抜確定志願状況における志願倍率 (文部科学省公表)
- ・ 入学定員充足率 (別添資料 5206-i8-2)
- ・ 指標番号1~3、6~7 (データ分析集)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

＜法政理論専攻＞

- 入学者選抜試験について、修士課程及び博士後期課程とともに、外国人特別選抜を実施しており、修士課程（先端法務コース）及び博士後期課程では、社会人特別選考を実施している。第3期中期目標期間である2016年度から2019年度において、修士課程入学者69名のうち、社会人特別選考で4名、外国人特別選抜で46名が入学し、博士後期課程入学者82名のうち、社会人特別選考で16名、外国人特別選抜で10名が入学した。[8.1]
- 法科大学院学生を対象とした研究者養成制度説明会、法科大学院修了（予定）者のための博士後期課程編入学・進学説明会、及び学部生を対象とした修士課程入試説明会を各々年1回実施し、第3期中期目標期間である2016年度から2019年度の参加者はそれぞれ、53名、11名及び54名であった。[8.1]
- 研究者養成を推進するために、2017年度に、法学部生を対象に作成した「学部から法学研究科法政理論専攻への進学案内—法学・政治学研究者を目指そうとする法学部生のために—」及び法科大学院学生を対象とした「法科大学院から博士後期課程への進学案内—法学研究者を目指そうとする法科大学院生のために—」を作成し、対象学生への周知を図っている。[8.1]

＜法曹養成専攻＞

- 2019年度入学者選抜においては、学生募集要項には、他学部出身者及び社会人を募集人員の3割以上合格させる方針を掲げた従来の前書きに代えて、「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」を掲載することとしたが、入学者の多様性の確保に重点を置き、「大学で法律学を学んだ者に限らず、他分野での専門的知識や社会的経験を有する者も含めて、強い意欲と優れた素質をもった人材を広く受け入れる」方針を維持している。2019年度入学者選抜においては、従来合格者判定に利用していた適性試験を利用しないこととしたが、引き続き、口述試験又は論述試験（小論文試験又は法律科目試験）の成績だけでなく、学部における学業成績、学業以外の活動実績や社会人経験なども考慮要素に含めた総合評価によっている。優秀な法学系学部生を対象に、本専攻における理念・目標に基づく教育をより早期に実施することができるよう、2016年度入学者選抜から、いわゆる3年次飛び入学を可能とすることとし、「法学部3年次生出願枠」を設けた。また、2017年度入試より、他学部出身者及び社会人を対象に、未修者枠の選抜に関して、小論文試験を行う従来の選抜方法に加えて、小論文試験は行わず口述試験を実施する法学部未修者特別選抜を実施している。そのため

京都大学法学研究科 教育活動の状況

の口述試験は、京都市内と東京都内で同日に実施するなど、他大学出身者及び社会人の受験生の便宜を図っている。志願者増加方策として、法科大学院入試説明会を毎年3回程度実施し、そのうちの1回は東京で開催している。また、これとは別に、本学の法学部生向けの説明会も年1回開催している。 [8.1]

＜選択記載項目A 教育の国際性＞

【基本的な記載事項】

- ・ 協定等に基づく留学期間別日本人留学生数
(別添資料 5206-iA-1)
- ・ 指標番号3、5 (データ分析集)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

＜法政理論専攻＞

- 2016年に締結した本研究科とケンブリッジ大学アジア・中東学部日本学科 及び 公営財団法人青井奨学会との学生交流協定に基づき、第3期中期計画期間中の2016～2019年度に5名の学生が奨学金を得てケンブリッジ大学に派遣された。
[A.1]
- 外国人教員を雇用し、修士課程に英語による科目「English Presentation」「Professional Writing」、日本語及びドイツ語の両方を使った科目「現代ヨーロッパ法」を開講している。また、博士後期課程においては、英語による科目「English Presentation 特別演習」「Professional Writing 特別演習」、日本語及びドイツ語の両方を使った科目「現代ヨーロッパ法特別演習」を開講している。
[A.1]
- 2015年1月に締結した本研究科と同志社大学大学院司法研究科との間における単位互換に関する覚書に基づき、法政理論専攻の学生が、第3期中期計画期間中の2016～2019年度に同志社大学大学院司法研究科の英語による科目を3名が受講した。
[A.1]

＜法曹養成専攻＞

- 法曹養成専攻においては、国際化対応を目的とする科目として、選択科目として「アメリカ法」、「現代ドイツ法政理論」、「フランス法」のほか、英語で実施される「Introduction to European Private Law」、「English Presentation, Professional Writing」を提供しており、また、同志社大学法科大学院提供的単位互換科目である「外国法演習」および「海外エクステーンシップ」を提供している。「海外エクステーンシップ」は、実習形式で実施し、17日間の研修日数

京都大学法学研究科 教育活動の状況

を設定し、研修後に提出するレポート及び平常点評価に基づき合格と認めた者に対して、2単位を与えている。[A.1]（別添資料 5206-iA-2 海外エクスターンシップ実施概要（「2019 法科大学院シラバス 履修の手引 同志社大学大学院司法研究科」より抜粋））

＜選択記載項目B 地域連携による教育活動／産官学連携＞

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

＜法曹養成専攻＞

- 2015年度から、同志社大学法科大学院との支援・連携に基づいて毎年度に単位互換科目を設定し、同志社大学法科大学院の学生を受け入れている。本法曹養成専攻側の単位互換科目としては、基幹科目の科目と選択科目Ⅱのうちの一部を提供している（別添資料 5206-iB-1～3）。[B.0]

＜選択記載項目C 教育の質の保証・向上＞

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 法学研究科・法学部では、教員の教育研究活動の活性化のため、特別研究期間制度（サバティカル制度）を設けている。2016年度以降の利用件数は4件である。[C.1]
- 法学研究科・法学部では、2年に1度、部局独自に、研究科・学部の組織・活動及び教員個人の研究教育活動に関する自己点検・評価を実施し、報告書を公刊している。その中で教育理念・目標、学生の受入、教育課程・教育方法、成績評価・学位審査、学生への学修支援、教育の成果等の項目を立て、分析・検証を行い、改善課題を関係委員会に付託して検討を進めている。[C.2]

＜法政理論専攻＞

- 年に2回、教授・准教授を対象として教員懇談会（FD会議）を開催し、授業に関する調査の結果、卒業（修了）時アンケート結果、卒業（修了）者アンケート

京都大学法学研究科 教育活動の状況

結果、成績不良者面談結果等の情報を共有し、教育内容・方法について、検討を行い、改善が必要な場合は、教務委員会等の担当の委員会が検討及び改善を行う体制を取っている。[C. 1]

<法曹養成専攻>

- 法曹養成専攻に設置された教務委員会が、教育の内容及び方法について改善すべき項目及びその方法に関する指針を決定し、改善に関する情報を管理し、カリキュラムの再編成等、改善のための諸措置の実施を担当している。また、教育内容・方法の改善を図るため、法曹養成専攻会議での意見交換に加えて、教育内容・方法の改善のための組織的な情報交換の場として、学期ごとに法曹養成専攻教員懇談会（FD会議）が開催されている。[C. 1]
- 法曹養成専攻に設置された評価委員会が中心となって教育活動の状況等に関する自己点検・評価を行い、2010年度から毎年度、『京都大学法科大学院自己点検・評価報告書』を作成して公表している。さらに、教育体制の改善や教育内容・方法等について外部から意見や助言を得るための仕組みとして、学外の有識者を委員とする「外部評価委員会」を設置し、毎年度1回、委員会を開催してきたところ、2018年度限りで同委員会を廃止し、2019年度からは、専門職大学院設置基準第6の2第1項の教育課程連携協議会に当たる教育課程評価委員会を設置し、その機能の具体化を図っている（別添資料 5206-iC-1）。また、学生等の意見の聴取に関しては、各科目の授業やカリキュラムの改善を図ること等を目的として、科目ごとに、原則として各学期の第4週及び第12週を目安に学生に対して、授業に関する調査を実施している。2017年度からは、書面による調査とウェブ上の教育支援システムによる調査を組み合わせた実施方法に改めることにより、学生の回答率の向上と集計作業の迅速化の両立を図っている。[C. 2]

<選択記載項目D 高度専門職業人の育成>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

<法政理論専攻>

- 2016年度に設置した修士課程先端法務コースにおいて、従来からの研究者養成コース向けに開講している科目に加え、当コース向けに新規に開講した先端法務の基本となる内容を学ぶ科目18科目から選択受講し、研究指導を受けて、学位論

京都大学法学研究科 教育活動の状況

文を完成し、学位取得させている。2016 年度以降の入学者 4 名のすべてが、第 3 期中期目標期間である 2017 及び 2018 年度中に修了している。[D. 1]

＜法曹養成専攻＞

- 法科大学院は、高度専門職業人（法曹）の育成そのものを目的とする仕組みであり、卒業生は、弁護士として多数就職しているほか、裁判官及び検察官に任官する者も多く、法曹養成専攻はその職責を十分に果たしているが、このほかに、本法曹養成専攻の特徴は、研究者養成にも積極的に取り組んでいる点にも認められる。のために、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目的うち指定した授業科目において、リサーチ・ペーパーの作成・提出を認めているほか、実定法科目にかかる理論演習において、先端的な研究に触れる機会を提供している（別添資料 5206-iD-1～3）。[D. 1]

＜選択記載項目 E リカレント教育の推進＞

【基本的な記載事項】

- ・ リカレント教育の推進に寄与するプログラムが公開されている刊行物、ウェブサイト等の該当箇所（別添資料 5206-iE-1）
- ・ 指標番号 2、4（データ分析集）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

＜法政理論専攻＞

- 修士課程（先端法務コース）及び博士後期課程とともに、社会人特別選考を実施して、社会人の受入れを進めているとともに、博士後期課程の社会人特別選考による入学者を対象として、長期履修学生制度を設け、第 3 期中期目標期間中（2016 年度以降）の入学者のうち、6 名がその制度を利用し、個別の事情に合わせた修業年限を設定している。また、2020 年度から全学生を対象とする規程を整備した。[E. 1]（別添資料 5206-iE-2）

＜法曹養成専攻＞

- 設立当初より、多くの社会人経験者を受け入れているが、2015 年度より専門実践教育訓練制度に基づく給付の対象となる厚生労働大臣指定講座に認定され、雇用保険の一般被保険者のうち一定の要件を満たした対象者に「専門実践教育訓練給付金」や「教育訓練支援給付金」が支給されている（別添資料 5206-iE-3）。また、長期履修制度に関連する規程を整備し、2020 年度から利用が可能となった（別添資料 5206-iE-4）。[E. 1]

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

<必須記載項目1 卒業（修了）率、資格取得等>

【基本的な記載事項】

- ・ 標準修業年限内卒業（修了）率（別添資料 5206-ii1-1）
- ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（別添資料 5206-ii1-1）
- ・ 博士の学位授与数（課程博士のみ）（入力データ集）
- ・ 指標番号 14～20（データ分析集）
- ・ 法科大学院修了者の司法試験合格率（法務省公表）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

<法政理論専攻>

- 2011 年度より、法科大学院から博士後期課程に進学した優秀者を対象として、「特定研究学生」として採用し、奨学金支給等の経済的な援助を行っているところであるが、第3期中期目標期間である 2016 年度以降に特定研究学生であったもの 11 名のうち、7 名が研究者として就職している。 [1.3]
- 修了時の学生へのディプロマポリシーの到達度に関する調査（回答率 修士課程 89%、博士後期課程 74%）の結果、「大学院での学習・研究を通じて法学または政治学分野における幅広く深い学識はどの程度身についたと思いますか。」という設問に対し、「かなり身についた」「まあまあ身についた」という肯定的意見が、100%であった。 [1.3]

<法曹養成専攻>

- 法曹養成専攻の修了者は、大多数が司法試験に合格している。2014 年以降に実施された司法試験において、本法科大学院修了を受験資格とした受験者に対する合格者の割合は毎年 5 割前後を維持し、また、2013 年度以降に本法科大学院を修了した者に対する、本法科大学院修了を受験資格とした司法試験合格者の割合は 8 割を超えており、いずれも全国平均を優に上回っている（別添資料 5206-ii1-2）。 [1.2]

<必須記載項目2 就職、進学>

【基本的な記載事項】

- ・ 指標番号 21～24（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

＜法政理論専攻＞

- 第3期中期計画期間中の2016～2018年度の博士後期課程修了者44名のうち、法学研究科で把握しているだけで、30名が研究者となった。[2.1]
- 第3期中期計画期間中の2016～2018年度の修士課程（研究者養成コース）修了者53名のうち27名が博士後期課程に進学した。

＜法曹養成専攻＞

- 法曹養成専攻修了者の大多数は、司法試験合格後、司法修習を経て法曹三者（裁判官、検察官および弁護士）になっている（別添資料5206-ii2-1～2）。また、博士後期課程に進学し、研究者を目指す者も毎年数名存在する（別添資料5206-ii2-3）。[2.1]

＜選択記載項目A 卒業（修了）時の学生からの意見聴取＞

【基本的な記載事項】

- ・ 学生からの意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料
(別添資料5206-iiA-1)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

＜法政理論専攻＞

- 修了時の学生へのディプロマポリシーの到達度に関する調査（回答率 修士課程89%、博士後期課程74%）の結果、「大学院での学習・研究を通じて法学または政治学分野における幅広く深い学識はどの程度身についたと思いますか。」という設問に対し、「かなり身についた」「まあまあ身についた」という肯定的意見が、100%であった。[A.1] (別添資料5206-iiA-1)

＜選択記載項目B 卒業（修了）生からの意見聴取＞

【基本的な記載事項】

- ・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料 (別添資料5206-iiB-1)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

＜法政理論専攻＞

- 2019年度に2015年度修了者に対してアンケートを行った結果、「総合的にみ

京都大学法学研究科 教育成果の状況

て、本学での学習は、卒業後に必要となる能力を身に付けるために有益でしたか。」という設問に対し、「非常に有益だった」「有益だった」という肯定的意見が、96.3%であった。[B.1]（別添資料 5206-iiB-1）

【参考】データ分析集 指標一覧

区分	指標番号	データ・指標	指標の計算式
1. 学生入学・在籍状況データ	1	女性学生の割合	女性学生数／学生数
	2	社会人学生の割合	社会人学生数／学生数
	3	留学生の割合	留学生数／学生数
	4	正規課程学生に対する科目等履修生等の比率	科目等履修生等数／学生数
	5	海外派遣率	海外派遣学生数／学生数
	6	受験者倍率	受験者数／募集人員
	7	入学定員充足率	入学者数／入学定員
	8	学部生に対する大学院生の比率	大学院生総数／学部学生総数
2. 教職員データ	9	専任教員あたりの学生数	学生数／専任教員数
	10	専任教員に占める女性専任教員の割合	女性専任教員数／専任教員数
	11	本務教員あたりの研究員数	研究員数／本務教員数
	12	本務教員総数あたり職員総数	職員総数／本務教員総数
	13	本務教員総数あたり職員総数 (常勤、常勤以外別)	職員総数(常勤)／本務教員総数 職員総数(常勤以外)／本務教員総数
3. 進級・卒業データ	14	留年率	留年者数／学生数
	15	退学率	退学者・除籍者数／学生数
	16	休学率	休学者数／学生数
	17	卒業・修了者のうち標準修業年限内卒業・修了率	標準修業年限内での卒業・修了者数／卒業・修了者数
	18	卒業・修了者のうち標準修業年限×1.5年以内での卒業・修了率	標準修業年限×1.5年以内での卒業・修了者数／卒業・修了者数
	19	受験者数に対する資格取得率	合格者数／受験者数
	20	卒業・修了者数に対する資格取得率	合格者数／卒業・修了者数
	21	進学率	進学者数／卒業・修了者数
4. 卒業後の進路データ	22	卒業・修了者に占める就職者の割合	就職者数／卒業・修了者数
	23	職業別就職率	職業区分別就職者数／就職者数合計
	24	産業別就職率	産業区分別就職者数／就職者数合計

※  部分の指標（指標番号8、12～13）については、国立大学全体の指標のため、学部・研究科等ごとの現況調査表の指標には活用しません。